

第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

4.1 環境情報及び配慮市町意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」の「別記 事業別の配慮事項 2 鉄道及び軌道の建設」に掲げられている各配慮事項から、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定しました。

また、選定した配慮事項に対し、本事業で検討した配慮の内容を表 4.1 に記載しました。

なお、配慮の内容については、配慮市長意見書等を総合的に検討し、配慮書に示した計画段階配慮の内容を見直したものととなります。

表 4.1(1) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	<p>(1) ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。</p> <p>「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。</p> <p>また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は相模鉄道本線瀬谷駅周辺から本地区周辺までを結ぶ<u>新交通システム (AGT)</u> の整備事業であるため、ルートを選定に当たっては、土地利用基本計画に整合する<u>新交通システム (AGT)</u> になるよう検討し、可能な限り環状4号線及び本地区の用地を活用した計画とし、新たな改変区域を小さくすることで、環境面、安全面、社会面への総合的な影響を回避・低減するよう配慮します。 ・事業の実施に当たっては「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、関係機関と協議のうえ、本地区などに分布する緑地や環状4号線沿道の環境と<u>新交通システム (AGT)</u> の施設との調和や、生物多様性の保全に配慮します。 ・また、事業の実施に当たっては、「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用、省エネルギー型車両の導入、省エネルギー運転の実施、高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入、新たに構築する<u>新交通システム (AGT)</u> の長寿命化等の温室効果ガスの排出削減策を講じ、可能な限りの温室効果ガスの排出抑制に努めるよう、計画段階から検討します。 ・なお、北区間、南区間の構造形式については、事業用地、まちづくり、概算費用、供用時の影響等を総合的に比較検討し、<u>北区間は「地表式」、南区間は「地下式」を最適案として選定しました。</u>

※下線部：「配慮書」からの変更点

表 4.1(2) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
<p>(2) ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握を行う。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・計画段階配慮書の作成を通じて、地域の概況について情報を収集し、現況の把握に努めました。<u>対象事業実施区域の南区間</u>は、学校や住居が立地した地域となっており、<u>北区間</u>は農地が広く分布する地域となっています。本事業はこれらの保全対象となる学校や住居、生物多様性等の保全に配慮した計画とします。
<p>(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工事計画の策定に当たっては、<u>相模鉄道本線瀬谷駅利用者等の安全の確保ができるよう、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、周辺住民の安全及び円滑な通行の確保に配慮します。</u> ・<u>対象事業実施区域内には、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定はありませんが、工事实施段階において土壌汚染が確認された場合には、土壌汚染対策法に基づき適切に対応します。</u>
<p>(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「土壌汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。
<p>基本的な配慮事項</p> <p>(5) 緩衝帯、法面、区域内の未利用地は緑化を図るとともに、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。</p> <p>本事業に係る配慮事項</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、環状4号線及び本地区の用地を活用し、新たな改変区域を小さくすることで、生物の生息生育環境の確保に努めます。 ・関係機関と協議のうえ、<u>新交通システム (AGT)</u> の運行に支障のない範囲で、未利用地等において、郷土種を中心とした緑化を行い、地域の生物多様性の保全と創造に努めます。

※下線部：「配慮書」からの変更点

表 4.1(3) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
本 事 業 に 係 る 配 慮 事 項	(6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両、駅舎やホーム等への高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入により、エネルギー使用の合理化に努めます。 ・ <u>また、省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すように努めます。</u> ・ <u>なお、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入についても検討します。</u>
	(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設資材や設備等の確保に際しては、グリーン購入に努めます。
	(8) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの低減に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の設計・施工技術を採用し、耐久性・安全性を十分確保した<u>新交通システム (AGT)</u>を建設するとともに、「国土交通省インフラ長寿命化計画 (行動計画)」に示されたメンテナンスサイクルの構築に積極的に取り組む<u>こと</u>で、<u>新たに構築する新交通システム (AGT)</u>の長寿命化を図り、温室効果ガスの低減に努めます。 ・ 工事の実施に当たっては、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用に努めるとともに、建設機械の省エネルギー運転や、工事用車両のエコドライブの実施などにより、温室効果ガスの低減に努めます。
	(9) 省エネルギー型車両の積極的な導入により、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー型車両の導入により、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努めます。

※下線部：「配慮書」からの変更点

表 4.1(4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
本 事 業 に 係 る 配 慮 事 項	(10) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・車両、駅舎やホーム等への高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入により、人工排熱を低減することで、ヒートアイランド現象の抑制に配慮します。 ・<u>省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すように努めます。</u> ・また、<u>対象事業実施区域内の緑化の可能性についても、関係機関と協議しながら検討します。</u>
	(11) ルート・構造等の選定に当たっては、地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避けるよう努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の具体的な路線検討に当たっては、可能な限り公共施設の移転等がないよう努めます。 ・既存文献によると、<u>対象事業実施区域内には埋蔵文化財包蔵地が存在するため、環状4号線及び本地区を活用し、新たな改変区域を小さくするよう努めます。</u>また、関係機関と協議のうえ、「文化財保護法」に基づき必要な手続・措置を講じます。 ・市街化が進展している南区間を地下式とすることで、周辺地域の分断を避けるよう努めます。
	(12) 駅舎等の構造や色彩、形態等については、街の個性や街並みの特徴を把握するとともに、郊外部においては、まとまった樹林地や農地等の水と緑の景観資源を活用した景観形成を目指し、周辺建物や後背地との調和を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地下に駅舎を設置することで地上に構築することとなる構造物は、主に駅出入口となります。駅出入口のデザインや色彩については、景観に配慮した事例を参考にしつつ、相模鉄道本線瀬谷駅周辺のまちづくりとの連携を図りながら検討を行い、周辺建物や後背地との調和を図るよう努めます。 ・地上に構築する駅舎及び車両基地については、本地区の土地利用の計画との連携を図りながらデザインや色彩などの検討を行い、周辺環境との調和を図るよう努めます。

※下線部：「配慮書」からの変更点

表 4.1(5) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
	(13) 沿線の土地利用状況等に応じて、環境施設帯(植樹帯等)を設置するよう努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式と周辺土地利用状況等に応じて、環境施設帯の必要性を検討します。
本事業に係る	(14) 駅舎等の施設については、混雑時の安全性の確保や、利便性の向上に努める。大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・駅舎等の施設については、利用者が円滑に移動できる経路や標識、昇降設備を適切に配置し、混雑時の安全性の確保や、利便性の向上に努めます。 ・浸水防止対策については、<u>対象事業実施区域周辺に内水による浸水想定区域の「浸水深0～20cm未満」が散在しており、施設の状況に応じて、地下駅出入口への止水パネル設置などの浸水防止対策を行います。</u>
配慮事項	(15) 騒音・振動等の環境影響を低減するために、最新の技術を用いた保全対策の実施に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業では、騒音・振動等の環境影響を低減するために、最新の技術を用いた保全対策の実施に努めます。 ・(仮称) 瀬谷駅から市街地を通過する南区間は、地下式とすることにより、騒音・振動等の環境影響の低減を図ります。なお、地下構造物の設置に伴い地下水位、地盤沈下への影響が生じる可能性が考えられますが、地質調査などにより周辺状況の特性を十分把握した上で、その状況に応じた設計や工法を検討し、適切な施工管理計画を策定・実行することで、影響の低減に努めます。また、地下構造物の施工に当たっては、既存の地下埋設物の情報を整理したうえで、その状況に応じた設計や工法等を検討し、地下埋設物損傷事故を防止します。

※下線部：「配慮書」からの変更点

表 4.1(6) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(16) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥などの建設廃棄物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。 ・建設発生土は、事業内再利用に努めるほか、他の公共事業等での再利用に努めます。 ・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組みを推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討します。 ・雨水の有効利用については、トイレ洗浄水等への利用などの可能性について検討します。

※下線部：「配慮書」からの変更点

4.2 環境情報の概要

4.2.1 配慮書の縦覧等

本事業の配慮書は、令和2年1月24日に公告され、同日から令和2年2月7日までの15日間、縦覧されました。

配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表4.2に示すとおりです。

表 4.2 配慮書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和2年1月24日～令和2年2月7日（15日間）
縦覧対象区	瀬谷区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係

4.2.2 環境情報の概要

配慮書に対し、環境情報の提供はありませんでした。

4.3 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び都市計画決定権者の見解

本事業の配慮書に対する、横浜市環境影響評価条例第 11 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの配慮市長意見書の送付を、令和 2 年 3 月 10 日に受けました。

配慮市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 4.3 に示すとおりです。

また、配慮市長意見及び都市計画決定権者の見解は、表 4.4 に示すとおりです。

表 4.3 配慮市長意見書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和 2 年 3 月 25 日～令和 2 年 4 月 8 日（15 日間）
縦覧対象区	瀬谷区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係

表 4.4(1) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
1 全 般 的 事 項	(1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討している事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。	・配慮事項に対する配慮の内容について、現時点での検討状況を方法書に記載しました（例えば基本的な配慮事項（1）については、第2章 2.2.2 p.2-3, 2.3.1 p.2-4～2-5, 2.3.2 p2-6～2-11, 2.5 p.2-19, 2.6 p.2-20, 2.7 p.2-20）。配慮の内容については、適切に事業計画に反映していきます。
	(2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。	・事業の進捗に合わせ、横浜市の最新の計画等と整合を図るとともに、適時、適切な配慮内容となるよう努めます。
	(3) 「（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業」を含む3事業で連携し、それぞれの事業特性を踏まえながらも、市民に分かりやすく統一感のある図書の作成に努めてください。	・「（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業」と連携し、本事業の特性を踏まえ、第3章の記述や第6章の調査位置を示す図面の統一を図りました。
	(4) 地域の交通体系を踏まえながら、事業の必要性を長期的な交通需要の予測等により明確にするとともに、他の交通システムではなく中量軌道輸送システムを整備する理由を方法書に記載してください。	・地域の交通体系や長期的な交通需要の予測等を踏まえ、事業の必要性及び新交通システム（AGT）を整備する理由を方法書に記載しました（第2章 2.2 p2-3）。
	(5) 関連する「（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業」の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討してください。	・関連する他事業の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討しました。その結果、本事業の予測時期において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測する旨（第6章 p6-17（表6.14脚注※2）等）を記載しました。
	(6) 構造形式及び駅の位置の選定においては、環境への影響、事業性、経済性等の観点から比較検討した結果を方法書に記載してください。	・構造形式については、事業用地、まちづくり、概算費用、供用時の影響等を総合的に比較検討し、北区間は「地表式」、南区間は「地下式」を選定しました。この比較検討の結果について、方法書に記載しました（第2章 2.3.2 p2-6～2-11）。駅の位置の選定については、選定の考え方を方法書に記載しました（第2章 2.3.3 p2-12）。

表 4.4(2) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解	
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	(1) 周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮 【配慮事項(1)】	車両基地の整備に伴い相沢川の改変等を行う場合は、可能な限り水生生物等に配慮した施工計画の策定に努めてください。	・車両基地の整備等の本事業の実施による相沢川の河川区域の改変はありません。
	(2) 計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供 【配慮事項(3)】	相模鉄道本線瀬谷駅周辺での工事が想定されることから、駅利用者等の安全に配慮した施工計画を策定するとともに、適切な情報提供に努めてください。	・工事の実施の際には、駅利用者等の安全の確保ができるよう、安全な工法や工程を採用した施工計画を策定します。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、周辺住民の安全及び円滑な通行の確保に配慮します。
	(3) エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用 【配慮事項(6)】	ア 省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すよう努めてください。	・省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すように努めます。
		イ 太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入についても検討してください。	・太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入についても検討します。
	(4) ヒートアイランド現象の抑制 【配慮事項(10)】	省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すよう努めてください。	・省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すように努めます。
(5) 環境影響における保全対策 【配慮事項(15)】	地下構造物を設置する場合は、地下水位、地盤沈下について十分な対策を行ってください。	・工事の実施及び軌道施設(地下式)の存在に伴い、地下水位、地盤沈下について影響を及ぼすおそれがあることから、「地下水位」、「地盤沈下」を環境影響評価項目として選定しています。	

第5章 環境影響要因の抽出及び
環境影響評価項目の選定

第5章 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

5.1 環境影響要因の抽出

本事業の事業計画を基に、環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下、「環境影響要因」とします。）を工事中と供用時の各段階で、表 5.1 に示すとおり抽出しました。

表 5.1 環境影響要因の抽出

区分		環境影響要因	抽出の理由
工 事 中		建設機械の稼働	・軌道施設の建設に伴い、建設機械が対象事業実施区域で稼働します。
		工事用車両の走行	・資機材の運搬や廃棄物等の搬出を行う車両が、周辺道路を運行します。
		切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	・工事の実施に伴い、地表を改変します。 ・トンネル工事に伴い、地下を改変します。 ・工事の実施に伴い、既存の工作物を解体・撤去します。
供 用 時	施設 の 存在	軌道施設（地表式）の存在	・軌道施設（地表式）が、地上部に出現します。
		軌道施設（地下式）の存在	・軌道施設（地下式）が、地下部に出現します。
	施設 の 供 用	列車の走行（地上）	・列車が地上を走行します。
		列車の走行（地下）	・列車が地下を走行します。
		駅舎の供用	・軌道施設利用者や駅係員等が、駅舎を使用します。

5.2 環境影響評価項目の選定

抽出した環境影響要因を踏まえ事業特性と地域特性を勘案し、環境影響評価を行う項目（以下、「環境影響評価項目」とします。）を表 5.2 に示すとおり、温室効果ガス、生物多様性（動物、植物、生態系）、水循環（地下水位）、廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）、大気質、騒音、振動、地盤、安全（地下埋設物）、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、景観、触れ合い活動の場、文化財等の計 13 項目選定しました。

なお、環境影響評価項目として選定した理由及び選定しない理由は、表 5.3 及び表 5.4 に示すとおりです。

表 5.2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全 及び創造に 向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目	細目	環境影響要因	区分			供用時					
				工事中			施設の存在		施設の供用			
				建設機械の稼働	工사용車両の走行	既存の工作物の除去 切土工等、トンネル工事又は	軌道施設（地表式）の存在	軌道施設（地下式）の存在	列車の走行（地上）	列車の走行（地下）	駅舎の供用	
地球環境への負担の軽減	温室効果ガス	温室効果ガス		○	○	-	-	-	-	-	-	
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	動物	-	-	○	○	-	-	-	-	
		植物	植物	-	-	○	○	-	-	-	-	
		生態系	生態系	-	-	○	○	-	-	-	-	
	水循環	地下水水位及び湧水の流量		-	-	○	-	○	-	-	-	
河川の形態、流量		-	-	-	-	-	-	-	-			
海域の流況		-	-	-	-	-	-	-	-			
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	一般廃棄物	-	-	-	-	-	-	-	○	
		産業廃棄物	産業廃棄物	-	-	○	-	-	-	-	○	
		建設発生土	建設発生土	-	-	○	-	-	-	-	-	
	大気質	大気汚染		○	○	-	-	-	-	-	-	
		水質・底質	公共用水域の水質		-	-	-	-	-	-	-	-
			公共用水域の底質		-	-	-	-	-	-	-	-
	地下水の水質		-	-	-	-	-	-	-	-		
	土壌	土壌汚染		-	-	-	-	-	-	-	-	
	騒音	騒音		○	○	-	-	-	○	-	-	
	振動	振動		○	○	-	-	-	○	○	-	
	地盤	地盤沈下		-	-	○	-	○	-	-	-	
	悪臭	悪臭		-	-	-	-	-	-	-	-	
	低周波音	低周波音		-	-	-	-	-	-	-	-	
	電波障害	テレビジョン電波障害		-	-	-	-	-	-	-	-	
	日影	日照阻害		-	-	-	-	-	-	-	-	
		シャドーフリッカー		-	-	-	-	-	-	-	-	
	風害	風害		-	-	-	-	-	-	-	-	
安全	土地の安定性		-	-	-	-	-	-	-	-		
	浸水		-	-	-	-	-	-	-	-		
	火災・爆発		-	-	-	-	-	-	-	-		
	有害物漏洩		-	-	-	-	-	-	-	-		
	地下埋設物*		-	-	○	-	-	-	-	-		
快適な地域環境の確保	地域社会	地域分断	地域分断	-	-	-	-	-	-	-		
		交通混雑	交通混雑	-	○	-	-	-	-	-		
		歩行者の安全	歩行者の安全	-	○	-	-	-	-	-		
	景観	景観		-	-	-	○	-	-	-		
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場		-	○	○	○	-	-	-		
文化財等	文化財等		-	-	○	-	-	-	-			

※ 本事業の事業特性を考慮し、追加した細目

表 5.3(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い一定以上の温室効果ガスの発生が見込まれるため、環境影響評価項目として選定します。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域の一部は自然環境が残された地域であり、工事による改変に伴い動物、植物、生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	工事（地下の改変）に伴い、地下水位を変化させる可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。 湧水の流量については、工事に伴い影響を受ける範囲に湧水が存在しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	×	工事（地下の改変）に伴い発生する工事排水は公共下水道に排出する計画であり、排水を河川に直接排出することはないため、環境影響評価項目として選定しません。
	海域の流況	×	本事業は内陸部において新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、工事中において海域の流況に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	×	工事に伴い発生する一般廃棄物は主に現場事務所等からの生ごみや古紙等であり、その発生量は限られていること、また、適切に処理することから、環境影響評価項目として選定しません。
	産業廃棄物	○	工事に伴い産業廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	○	工事に伴い、土砂の発生及び場外への運搬が考えられることから、環境影響評価項目として選定します。
大気質	大気汚染	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	工事（地下の改変）に伴い発生する工事排水は公共下水道に排出する計画であり、排水を河川に直接排出することはないため、環境影響評価項目として選定しません。
	公共用水域の底質	×	工事において、公共用水域内の改変は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	本事業の開削工事では止水性の高い土留壁を、シールド工事では密閉式機械化シールドを用いることとしており、地下の改変に当たって地下水の水質に著しい影響を及ぼすおそれはないと考えます。また必要に応じて地盤改良として薬液注入工法を実施する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）を遵守することで地下水の水質への影響を低減します。以上のことから、環境影響評価項目として選定しません。

表 5.3(2) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
土壌	土壌汚染	×	対象事業実施区域内には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はありません。また、本事業では工事において土壌汚染物質の使用や排出は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。 なお、事業の実施に当たっては、「土壌汚染対策法」に基づく手続を実施し、必要に応じて適切に対応します。
騒音	騒音	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する騒音が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
振動	振動	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する振動が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
地盤	地盤沈下	○	工事（地下の改変）に伴い、地下水位の低下による地盤沈下が生じる可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。
悪臭	悪臭	×	本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、工事において著しい悪臭を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
低周波音	低周波音	×	工事において使用する建設機械は、市街地の建設工事で一般的に使用される建設機械であり、日常生活に支障となるような低周波音を生じさせるおそれはないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しません。
電波障害	テレビジョン電波障害	×	工事において設置する仮設物は、新たな電波障害を生じさせないよう、工事施工ヤードの周辺状況に応じた配置・規模とし、周辺の建物を大きく上回ることがないよう配慮します。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照障害	×	工事において設置する仮設物は、新たな日照障害を生じさせないよう、工事施工ヤードの周辺状況に応じた配置・規模とし、周辺の建物を大きく上回ることがないよう配慮します。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、工事においてシャドーフリッカーを生じさせる地上仮設物等を設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
風害	風害	×	工事において設置する仮設物は、局地的な風害を生じさせないよう、工事施工ヤードの周辺状況に応じた配置・規模とし、周辺の建物を大きく上回ることがないよう配慮します。そのため、環境影響評価項目として選定しません。

表 5.3(3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域の近傍には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された「土砂災害警戒区域」が存在しますが、工事（地下の改変）において斜面地の崩壊や地盤の変形を生じさせることはないと考えことから、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	工事において、周辺地域に浸水を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。なお、工事の実施に当たっては、降雨時における雨水処理や地下への浸水防止対策を適切に行うことで、工事中の安全確保を徹底します。
	火災・爆発	×	工事において、火薬を用いる発破は行わない計画としており、可燃物を大量に蓄積することもなく、工事上の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	工事において有害物の使用・蓄積はなく、工事上の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
	地下埋設物	○	工事（地下の改変）に伴い、地下埋設物への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定します。
地域社会	地域分断	×	本事業の工事において、地域分断を起こすような交通経路の遮断は行わず、地上部で設置する工事施工ヤードも限られた範囲になることから、地域分断を引き起こすおそれがないと考えられるため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	工事用車両の走行に伴い、交通混雑に対し影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	工事用車両の走行に伴い、歩行者等の交通安全に対し影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
景観	景観	×	工事において設置する仮設建物は一時的であり、景観に影響を及ぼさないよう工事施工ヤードの周辺状況に応じた配置・規模とし、周辺の建物を大きく上回ることがないように配慮します。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動の場が存在しており、工事に伴いその機能に影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	○	対象事業実施区域内には、既知の埋蔵文化財包蔵地が存在していることから、環境影響評価項目として選定します。 なお、工事中に新たな埋蔵文化財包蔵地等を発見した場合には、「文化財保護法」に基づき直ちに届出を行い、関係機関と協議の上、必要な措置を講じます。

表 5.4(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	×	<p>本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時におけるエネルギー消費量は現状からの増加量は少なく、新たに多量の温室効果ガスを排出することはないため、環境影響評価項目として選定しません。</p> <p>なお、施設の供用に当たっては、高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入により、温室効果ガスの低減に努めます。</p>
生物多様性	動物	○	<p>対象事業実施区域内における自然環境の一部変化が行われることから、事業の実施により動物、植物の生息・生育環境が変化する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。</p>
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	<p>軌道施設（地下式）の存在により、地下水位を変化させる可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。</p> <p>湧水の流量については、供用時において影響を受ける範囲に湧水が存在しないことから、環境影響評価項目として選定しません。</p>
	河川の形態、流量	×	<p>駅舎の供用により発生する事業排水やトンネル内に流れ込む雨水排水等は、公共下水道に排出する計画であり、排水を河川に直接排出することはないため、環境影響評価項目として選定しません。</p>
	海域の流況	×	<p>本事業は内陸部における新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において海域の流況に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。</p>
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	○	<p>駅舎の供用に伴い、一般廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。</p>
	産業廃棄物	○	<p>駅舎の供用に伴い、産業廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。</p>
	建設発生土	×	<p>本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において新たに建設発生土の発生はないことから、環境影響評価項目として選定しません。</p>
大気質	大気汚染	×	<p>本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において大気汚染物質を排出する要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。</p>
水質・底質	公共用水域の水質	×	<p>駅舎の供用により発生する事業排水やトンネル内に流れ込む雨水排水等は、公共下水道に排出する計画であり、排水を河川に直接排出することはないため、環境影響評価項目として選定しません。</p>
	公共用水域の底質	×	<p>供用時において公共用水域内に施設を設置することなく、排水を河川に直接排出することもないため、環境影響評価項目として選定しません。</p>
	地下水の水質	×	<p>本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において地下水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。</p>

表 5.4(2) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
土壌	土壌汚染	×	本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において土壌汚染を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
騒音	騒音	○	列車の走行に伴い発生する騒音が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
振動	振動	○	列車の走行に伴い発生する振動が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
地盤	地盤沈下	○	軌道施設（地下式）の存在により地下水位が変化した場合、地下水位の低下に伴い地盤沈下が生じる可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。
悪臭	悪臭	×	本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において悪臭を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
低周波音	低周波音	×	構造形式は、地下式、地表式であるため、低周波音を発生させる要因はありません。また、駅舎において、低周波音を著しく発生させる設備の導入計画はありません。なお、設備機器は定期的なメンテナンスを実施することで、機能維持に努めていきます。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
電波障害	テレビジョン電波障害	×	本事業で整備する駅舎（（仮称）上瀬谷駅）は2階、車両基地は5階程度の計画としており、周辺の建物と同等の規模であるため、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照阻害	×	本事業で整備する駅舎（（仮称）上瀬谷駅）は2階、車両基地は5階程度の計画としており、周辺の建物と同等の規模であるため、環境影響評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	本事業では、大規模な風力発電施設の建設はなく、シャドーフリッカーは発生しないため、環境影響評価項目として選定しません。
風害	風害	×	本事業で整備する駅舎（（仮称）上瀬谷駅）は2階、車両基地は5階程度の計画としており、周辺の建物と同等の規模であるため、環境影響評価項目として選定しません。

表 5.4(3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
安全	土地の安定性	×	本事業で構築する軌道施設については、地質調査等により周辺状況の特性を十分把握した上で設計・施工を行い、供用時における軌道施設や周辺地形の安全を確保することから、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	本事業は、新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において周辺地域に浸水を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。 なお、台風や集中豪雨等の発生時における浸水を防止し安全を確保するために、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日国土交通省令第151号）」に基づき、必要に応じて地下駅出入口への止水パネル設置等の浸水防止対策を講じます。
	火災・爆発	×	供用に当たっては、列車運行上の安全確保を徹底し、火災等の鉄道事故を防止することから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において有害物の使用・蓄積はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	地下埋設物	×	本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において地下の改変はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
地域社会	地域分断	×	本事業により地域の共同体の一体性及び地域住民の日常的な交通経路が変化する可能性はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	×	本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において地域の交通に対し新たな混雑を引き起こす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	歩行者の安全	×	本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において歩行者の交通安全を損なう要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
景観	景観	○	軌道施設（地表式）の存在により、対象事業実施区域周辺の景観が変化することが予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動の場が存在しており、事業の実施に伴いその機能に影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において文化財等に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。